

せたがやノーマライゼーションプラン - (仮称)世田谷区障害施策推進計画 - 素案 【概要版】

第1章 計画の策定について

1. 策定の背景

(1) 障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備等

- 国連の障害者権利条約の批准に向けた法制度の整備等
 - ・改正障害者基本法の施行(平成23年8月)
 - ・障害者総合支援法の施行(平成25年4月)
 - ・障害者差別解消法の施行(平成28年4月)
 - ・障害者虐待防止法の施行(平成24年10月)
 - ・障害者優先調達法の施行(平成25年4月)
 - ・改正障害者雇用促進法の施行(平成28年4月施行)

(2) 共生社会の実現に向けた国内法の整備等

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現に向けた取り組み
 - ・成年後見制度利用促進法の施行(平成28年5月)
 - ・改正社会福祉法の施行(平成30年4月)
 - ・改正バリアフリー法の施行(平成30年11月)
 - ・読書バリアフリー法の施行(令和元年6月)
 - ・改正バリアフリー法の施行(令和3年4月)
 - ・改正社会福祉法の施行(令和3年4月)

(3) 障害福祉サービス等の提供体制の確保

- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本的な指針に基づく成果目標の設定
 - ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - ・福祉施設から一般就労への移行
 - ・障害児支援の提供体制の整備
 - ・相談支援体制充実・強化等

2. 計画の位置付け及び策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

- 障害に関する施策の総合的かつ計画的な推進、障害福祉サービス等の提供体制の確保及び円滑な実施に向けて、施策の充実の方向性やサービス量の見込みなどを計画化

(2) 計画の位置付け

- 障害者基本法に基づく市町村障害者計画
- 障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画
- 児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画
- 成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画

(3) 計画期間

- 令和3年度から令和5年度の3年間

第2章 実施状況と評価

- 現行の計画の実施状況と評価(課題)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、
住み慣れた地域で支えあい
自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現

2. 施策展開の考え方

障害に対する理解や配慮の促進

- ・障害に関する理解の促進に向けた啓発
- ・教育や就労、日中活動、スポーツ等の場の充実

地域共生社会の実現に向けた参加と協働の地域づくり

- ・生きがいや地域等を共につくり育む共生社会の実現
- ・地域の主体の参加と協働による地域づくりの推進

③ ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

- ・保育、教育、障害福祉サービス等の充実
- ・地域における生活支援の充実

(2) 共生社会に向けた取り組みと地域包括ケアの地区展開との連携

- 住まい、介護、生活や就労支援等のサービス提供体制の整備
- 相談支援の充実及び5地域のエリア自立支援協議会における地域の課題検討や地域のネットワークづくり
- 地域の多様な主体の参加と協働の促進
- 自立支援協議会におけるネットワークづくりと課題検討
- 地域包括ケアの地区展開と連携した地域づくりの推進
- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

3. 計画目標

- 1 地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護
- 2 医療と福祉の連携・健康づくりの推進
- 3 住まいの確保、生活環境の整備
- 4 就労等の活躍の場の拡大
- 5 相談・地域生活支援の充実
- 6 教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援
- 7 サービスの質及び人材の確保
- 8 障害福祉サービス事業等の安定運営

4. 目標達成のための重点的な取り組み

- 精神障害施策
 - 理解促進、居場所や住まいの確保、生活支援等
- 医療的ケア児(者)の支援
 - 総合的な支援体制構築、人材育成、災害対策等
- 日中活動の場と住まいの確保
 - 通所施設や住まいの確保、重度者対応等
- 活躍の場の拡大
 - 障害者就労、ピア支援、日中活動、工賃向上等
- 地域生活支援拠点等の体制整備
 - 拠点の機能の確保、地域づくり等
- 相談支援
 - 相談員の確保育成、障害者等への相談支援の充実等
- 共生社会
 - 心のバリアフリー、UD、障害者スポーツ等
- サービスの質及び人材の確保
 - 指導体制確保、人材の確保育成等
- 乳幼児期支援の連携
 - 相談支援の体制整備、多機関連携等

第4章 施策の取り組み

1. 地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護

- (1) 地域人材の育成、地域支えあいの推進
 - 失語症パートナー養成、手話講習会の実施等
- (2) 地域の支援のネットワークづくり
 - 自立支援協議会の運営、医療的ケア連絡協議会の運営等
- (3) 障害理解の促進
 - こころの健康に関する普及啓発、小学校と連携した障害理解の促進、施設における地域交流促進等
- (4) 障害差別の解消及び合理的配慮の提供の促進
 - 普及啓発、区における対応事例の共有等
- (5) 情報アクセシビリティの向上
 - 手話通訳者・要約筆記者の派遣、視覚障害者への配慮等
- (6) 障害者虐待の防止の推進
 - 障害者虐待防止の推進、部会の開催等
- (7) 見守りの推進
 - 消費者被害防止の取り組み充実、救急通報システム設置
- (8) 災害対策の推進
 - 健康危機管理体制の整備、福祉避難所の拡充と体制強化等
- (9) 権利擁護の推進
 - 成年後見制度利用促進、地域福祉権利擁護事業の実施等

2.医療と福祉の連携・健康づくりの推進

- (1)医療と福祉の連携
医療・介護の連携推進、歯科検診の実施等
- (2)医療費の助成の実施
自立支援医療、心身障害者医療費助成、難病医療費の助成等
- (3)健康づくりの推進
健康づくりの普及啓発、健康づくり事業の実施等
- (4)予防の推進
介護予防の推進、がん検診の実施等

4.就労等の活躍の場の拡大

- (1)就労支援の充実
就労支援ネットワークの強化、ユニバーサル就労の開発、障害者の活躍の場の拡大等
- (2)雇用の促進
雇用支援プログラムの充実、区の障害者活躍推進計画の推進、せたJOB応援プロジェクトの実施等
- (3)工賃の向上
共同受注体制の確立、経営コンサルタントによるセミナーの実施、福祉ショップの充実等
- (4)経済的自立の支援
心身障害者福祉手当等の支給、障害年金制度の周知拡大

6.教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援

- (1)教育・保育の充実
保育園等における障害児保育の充実、特別支援教育の推進等
- (2)途切れのない支援
就学支援シート・ファイルを活用した引継ぎの実施等
- (3)スポーツの推進
普及啓発、スポーツ施設の整備、人材の育成等
- (4)文化芸術活動の振興
文化活動の支援、展示や公演の鑑賞サポートの実施等
- (5)生涯学習や余暇活動の支援
生涯学習活動への支援、パソコン講習の実施等

8.障害福祉サービス事業等の安定運営

- (1)障害福祉サービス等の推計
障害福祉サービス等のサービス量の推計等
- (2)障害福祉サービス等の成果目標
障害福祉サービス等の成果目標の設定

3.住まいの確保、生活環境の整備

- (1)居住支援の充実
グループホームの整備促進、居住支援協議会との連携等
- (2)ユニバーサルデザインの推進
普及啓発、施設やサインの整備、トイレ等の情報提供等
- (3)移動のための支援の実施
公共交通不便地域の解消、介護タクシーの利用支援等

5.相談・地域生活支援の充実

- (1)相談支援の充実
基幹相談支援センター等の運営、教育相談の充実、精神保健福祉相談の充実、発達障害相談の充実等
- (2)早期支援の推進
出前相談会の充実、発達支援親子グループ事業の充実等
- (3)在宅生活の支援
短期入所施設の確保、配食サービスの実施等
- (4)地域移行の促進と定着支援
障害者入所施設からの地域移行支援等
- (5)日中活動の充実
日中活動の場の整備、医療的ケアに対応できる障害児通所支援施設の整備誘導等
- (6)地域生活の支援
移動支援事業の実施、失語症者の意思疎通の支援等
- (7)家族支援の実施
重症心身障害児者等在宅レスパイト事業の実施等

7.サービスの質及び人材の確保

- (1)サービスの質の向上
第三者評価の受審促進、事業者指導の実施等
- (2)福祉・介護人材等の確保育成
介護人材の確保・育成、障害者通所施設等への研修費助成等
- (3)事業所の支援
医療的ケアに対応する相談支援事業所の育成等
- (4)職員研修の実施
福祉体験研修の実施、領域職員の専門研修の実施

第5章 計画の推進体制

- 区の組織、区長の付属機関等

第6章 計画策定の経過

- 計画の検討における審議の経過等

第7章 資料編

- 統計資料、重点的取組みに係る次期計画の施策展開の方向性